

## 静岡インターナショナルスクール（学則）

### 第1章 総 則

(機関の目的)

#### 第1条

本校は、日本の高等教育機関への進学やその卒業後に就職を目指している外国人等に対して、必要な日本語能力を習得するための日本語教育を行う。あわせて日本の文化や社会の理解を図り、日本との懸け橋となり自国や国際社会の繁栄や平和に寄与する人材を育成する。

(機関の名称)

#### 第2条 本校は、静岡インターナショナルスクールと称する。

(組織)

#### 第3条 本校は、留学生を対象とした大学等進学のための日本語教育課程を置く。

(主たる事務所の所在地)

#### 第4条 本校の事務所は、静岡県静岡市葵区瀬名三丁目 47番3号に置く。

### 第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

(入学時期)

#### 第5条 本校への入学は年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

(授業実施期間)

#### 第6条 日本語教育の各コースの実施・評価等をする期間は、

4月1日又は10月1日に始まり、翌々年3月31日までを一周期とする。

(授業日数及び休業日)

#### 第7条 本校が授業を開校できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律で規定する日

三 夏季休業日 7月下旬から8月下旬

四 冬季休業日 12月下旬から翌年1月上旬

五 学年末始休業日 3月下旬から4月上旬

3 校長が必要と認めたときは、前項の休業日を変更することができる。

4 第2項に定める休業日のほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 日本語教育課程

#### 第8条 本校は、午前の部と午後の部の2部制である。また、以下の表に掲げる日本語教育課程を置き、修業年数、収容定員数、授業科目及び授業時数、目標とする日本語能力は

以下に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業年数	収容定員数	授業科目	授業時数	授業時数	卒業時 到達目標
進学2年課程	2年	144人	総合日本語	880	1560	B2 (N2)
			読解	116		
			聴解	68		
			言語知識(文法)	116		
			言語知識(語彙)	58		
			漢字	244		
			日本事情	78		
進学1年6か月 課程	1年6ヶ月	36人	総合日本語	580	1160	B2 (N2)
			読解	116		
			聴解	68		
			言語知識(文法)	116		
			言語知識(語彙)	58		
			漢字	164		
			日本事情	58		

#### (教育の提供方法)

第9条 本校は、学習者の留学の目的、目標に適切に対応するため、日本語学習能力に応じて5学期で日本語教育課程を構成する授業科目を提供する。

2 収容定員数は、前条の表に掲げる収容定員数の内数とする。

3 学期は以下のとおりとする。

学期	進学2年課程				進学1年6か月課程			
	学習レベル (CEFR)	授業時数	学習期間	総時数	学習レベル (CEFR)	授業時数	学習期間	総時数
1	初級1 (A1)	200	4月～6月	1560時間				
2	初級2 (A2)	200	7月～10月					
3	初中級 (B1)	340	10月～2月		初中級 (B1)	340	10月～2月	1160時間
4	中級 (B2)	620	3月～12月		中級 (B2)	620	3月～12月	
5	中上級1 (C1)	200	12月～3月		中上級1 (C1)	200	12月～3月	

#### (クラス編成)

第10条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程コースを受講する受講者を18名以下ごとに分けて編成する。場合によっては、18名を越えて20名以下のクラスを編成することができる。

(授業の終始時刻・授業時数)

第11条 第一部 8時30分～12時05分 1日の授業時数4時間(週5日)

第二部 12時45分～16時20分 1日の授業時数4時間(週5日)

午前(第一部)		午後(第二部)
8：30～9：15	1時限	12：45～13：30
9：15～10：00	2時限	13：30～14：15
10：15～11：05	3時限	14：30～15：20
11：15～12：05	4時限	15：30～16：20

※1, 2時限は45分授業。 3, 4時限は50分授業

#### 第4章 出席・早退・遅刻・欠席・特別欠席

(出席・早退・遅刻・欠席・特別欠席)

第12条 本校が定めた出席すべき日(授業、学校行事等)に始業から終業時間まで不足なく参加した場合、出席を認める。

- 2 始業時間から10分以内に出席した場合は、遅刻として扱う。
- 3 終業時間より10分以内に下校した場合は、早退として扱う。
- 4 授業開始から10分以上遅れて出席した場合、授業終了時間から10分以上早く早退した場合は、その授業を欠席として扱う。また、遅刻と早退が3回累積した場合は1时限の欠席として扱う。
- 5 特別欠席は、以下のいずれかの場合に該当し、且つ校長の承認を経た場合に限り、必要な日数または授業時間数が出席として扱われる。
  - (1) 非常災害
  - (2) インフルエンザ等の隔離が必要な感染症
  - (3) 忌引き(3親等以内に限る)
  - (4) 入学試験参加のための欠席
  - (5) その他、校長が特別欠席と判断したもの

#### 第5章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価)

第13条 各学期の学習の評価は、毎授業ごとの学習評価や学期の中で行われる試験、各学期の最終日に実施する試験を総合して評価を行う。

- 2 前項の学習評価は、小試験、課題提出状況、出席状況等。また、試験は、筆記・作文、発表等の試験である。
- 3 評価はA～Dの4段階評価とする。

A(大変よくできる)：90点以上、B(よくできる)：90点未満～70点以上、

C（できる）：70点未満～50点以上、D（もう少し）：50点未満

#### 【100点法対比】

- 4 第3項の評価におけるA,B,Cは合格とし、Dは不合格とする。
- 5 出席率90%以上の者が不合格となった場合は、補習、再発表、再提出、再試験等を課し、これに合格することで「C」評価とする。

## 第6章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第14条 本校に、次の教員及び職員を置く。

- 一 校長
    - ・必要に応じて副校長1名を置くことができる。
  - 二 主任教員
  - 三 本務等教員（校長、主任教員も含む）5名以上
  - 四 教員 8名以上
  - 五 生活指導担当者 5名以上
  - 六 事務統括責任者
  - 七 事務職員（事務統括責任者を除く） 1名以上
- 2 教員は非常勤とする

(校長及び副校長)

第15条 校長は、本校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

- 2 副校長は、校長を助け、命を受けて本機関の業務をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは臨時にその職務を行う。

(主任教員)

第16条 本務教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(教員会議)

第17条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

- 2 教員会議は校長が主宰する。

## 第7章 在籍等

(在籍)

第18条 本校に在籍できる者は、日本国内の大学等への進学を目指す外国人等で、且つ、校長が許可した者とする。

(在籍の開始時期)

第19条 在籍の開始時期は、進学2年課程は4月、進学1年6か月課程は10月とする。

(入学手続)

第 20 条 本校への入学手続きは次のとおりとする

- 2 本校に入学を希望する者は、本校が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、第 26 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- 3 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学合格者を決定する。
- 4 本校の入学合格者の中で、在留資格認定許可書が交付された者は、指定期日までに第 26 条で定める入学検定料以外の納付金を納付することで入学許可を決定する。
- 5 入学を許可された者が、正当な理由により入学を遅延する場合は、早急に本校に申し出なければならない。

(退学)

第 21 条 本校を退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならぬ。

(転学)

第 22 条 本校から転学を希望する者は、校長にその旨を届出て、校長と転学先の所属長双方の合意が得られる場合は、これを認める。

- 2 災害等で教育課程を実施できない場合、本校は学生を支援し、協定先への転学を勧める。

(休学)

第 23 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、10 日以上休学しようとする場合はその事由及び休学の期間を記載した休学届に診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届出て校長の許可を得れば、復学することができる。

(進級・卒業・修了・満期退学の認定)

第 24 条 校長は教育課程で定められた各授業科目について第 13 条に定める学習評価を行い、全ての科目において C 以上の成績を収めた者に対して進級を認定する。

- 2 本校の全教育課程を受講した者で、在籍期間通算の出席率が 80% 以上で、全てのレベルで C 以上の成績を収めた場合、卒業証書を授与する。
- 3 本校の全教育課程を受講した者で、全てのレベルを通して C 以上の成績を収めたが、在籍期間通算の出席率が 80% 未満の場合は、修了証書を授与する。
- 4 本校の全教育課程を受講した者で、全てのレベルを通して D が 1 つ以上ある場合は、満期退学として、在籍履修証明書を発行する。

## 第 8 章 授業料等

(授業料等)

第 25 条 本校に入学する者は、入学金。授業料及び諸経費としてそれぞれ以下の表に掲げ

る額を納入しなければならない。

・入学検定料	<b>33,000円</b>							
・授業料等							(消費税10%込み)	
課程名	入学金	授業料	諸経費				計	
			施設設備費	教材費	行事活動費	健康保険費		
進学2年課程	<b>66,000</b>	<b>1,320,000</b>	<b>44,000</b>	<b>77,000</b>	<b>44,000</b>	<b>55,000</b>	<b>1,606,000</b>	
・入学時納入金	66,000	660,000	44,000	77,000	44,000	55,000	946,000	
・2年次納入金	0	660,000	0	0	0	0	660,000	
進学1年6か月課程	<b>66,000</b>	<b>990,000</b>	<b>33,000</b>	<b>66,000</b>	<b>39,600</b>	<b>41,800</b>	<b>1,236,400</b>	
・入学時納入金	66,000	660,000	33,000	66,000	39,600	41,800	906,400	
・2年次納入金	0	330,000	0	0	0	0	330,000	
健康保険費について：国民健康保険費（2年目は自己負担）								
健康診断料（2回分）、傷害保険料（卒業月まで）								

(授業料等の返還)

第 26 条 途中で退学する者は、特定商取引法第 49 条（中途解約の規定）に従って返金する。なお、返金を送金する場合の経費は返還を受取る側の負担とする。

## 2 入学前に辞退した場合

入学検定料を除く納付金から 20,000 円を差し引いた額を返金する。

## 3 入学後に辞退した場合

授業料、施設設備費の費用に関しては案分し、それ以外の費用に関しては実費で使用した分を除き返金する。その場合、5 万円又は学費の残額 20%に相当する額のいずれか低い額を除いた金額を返金する。

## 第 9 章 賞罰

(賞罰)

第 27 条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

(除籍)

第 28 条 授業料等の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者については、校長は在籍の許可を取り消し、又は除籍することができる。

## 2 長期にわたり連絡がとれない者については、校長は除籍することができる。

3 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者で改善の見込みがないと認められる者は除籍することができる。

## 第 10 章 健康診断

(健康診断)

第 29 条 健康診断は、各課程入学後 1 ヶ月以内に実施し、1 年後に再度実施する。

## 附 則

この学則は、令和8年4月5日から施行する。